

独立行政法人日本スポーツ振興センター
「災害共済給付制度」への加入について

保護者様

この制度は、お子さまが毎日元気で楽しく学校生活を送るために作られた制度です。

吉川市は毎年すべての児童生徒が加入しております。制度の概要については下記のとおりですので、趣旨をご理解いただき同意書をご提出くださるようお願いいたします。

1 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」とは

学校管理下（下記参照）において、お子さまがけが（負傷、疾病、障害または死亡）をして医療を受けた場合に、災害共済給付金が保護者宛てに支給される制度です。

- 学校管理下とは
- ① 授業中、学校行事、部活動に参加しているとき
 - ② 休憩時間その他学校長の指示に基づいて学校にあるとき
 - ③ 通常の経路により登下校しているとき 等

2 災害共済給付金が保護者の金融機関口座に振り込まれるまで

～学校管理下において事故等が起きたら～

- ① 学校（担任の先生）から「医療等の状況」（医師に書いてもらう証明書）の用紙をもらう。

